## 平成30年度 歳末見舞金について

支援を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう、歳末たすけ あい配分事業として見舞金を支給いたします。

見舞金を希望される方は、それぞれの申込方法に基づきご申請ください。

	対象者	申請方法等
1	「指定難病医療受給者証」	1. 申請は10月1日(月)から翌年1月
	「指定疾患医療受給者証」	31日(木)までです。
	「特定疾患医療受給者証」	2.対象となる受給者証または手帳、印鑑
	「小児慢性特定疾病医療受給	をお持ちのうえ、お近くの社協事務局に
	者証」の交付を受けている方	てお申し込みください。
2	精神障害者保健福祉手帳1級	3.代理の方の申請も可能です。その際は、
	の交付を受けている方	対象となる受給者証または手帳、代理の
		方の印鑑、代理の方の身分を証明するも
		のをお持ちください。
3	低所得世帯で見舞金が必要と	1. 申請は10月1日(月)から、翌年1
	思われる世帯	月31日(木)までです。
	※見舞金の対象となる低所得	2. お住まいの地域の社協事務局まで、電
	とは、下記の全てに該当する世	話にてお申し込みください。
	帯です。	3. その後、民生委員・児童委員が自宅に
	(1) 世帯全員が市民税・県民税	伺い調書を作成します。申請者は同居者
	非課税となっている世帯	全員の「市民・県民税非課税証明書」を
	(2) 生活保護基準額と同程度の	ご提出ください。
	収入で、見舞金の支給が必	4. 提出された調書をもとに、見舞金支給
	要と思われる世帯	の有無が決定されます。

- 1. 下記のいずれかにあてはまる方は、見舞金支給の対象とはなりません。
  - (1) 生活保護を受給されている世帯
  - (2) 施設に入所されている方及びサービス付き高齢者向け住宅に居住されている方
    - ※施設入所者の例:特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム及び3か月以上の介護老人保健施設入所者
  - (3)長期に入院されている方(3か月以上)
- 2. 見舞金は重複して支給することはできません。見舞金の額は12月中旬に決定します。



## 【申込/問合せ】

- 本部049(264)7212
- · 大井支所 049 (266) 1981